

**富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備等事業  
公募設置等指針（案）**

2025年12月

一宮市

## 目 次

<b>第1 事業の概要</b>	1
1 事業の目的	1
2 本公園の概要	2
3 事業スキーム	7
4 事業区域と各事業の範囲	9
5 役割	10
6 事業期間	10
<b>第2 Park-PFI事業に関する事項</b>	11
1 整備の方向性について	11
2 公募対象公園施設について	11
3 特定公園施設について	15
4 公募設置等計画の認定の有効期間	18
<b>第3 デザインビルト事業に関する事項</b>	19
<b>第4 指定管理業務に関する事項</b>	21
1 業務範囲	21
2 指定期間	21
3 業務内容	21
4 指定管理者の収入	27
5 指定の取消し等	27
6 指定管理業務の再委託	28
7 指定期間終了後の引継	28
<b>第5 公募の実施に関する事項等</b>	29
1 公募への参加資格	29
<b>第6 公募の手続きに関する事項等</b>	32
1 スケジュール（案）	32
<b>第7 その他の事項</b>	33
1 リスク分担	33
2 公募設置等計画の変更	36
3 損害賠償責任	36
4 委託の禁止等	36
5 事業破綻時の措置	36

## **別添資料一覧**

- 別添資料 1 整備関連要求水準書（案）
- 別添資料 2 旧尾西プール管理棟の基本情報について
- 別添資料 3 旧尾西プール管理棟調査業務委託報告書（令和 7 年 11 月）（抜粋）
- 別添資料 4 一宮西部地区かわまちづくりについて
- 別添資料 5 河川空間のオープン化について
- 別添資料 6 事業箇所周辺の主要施設（学校や駅等）、事業検討箇所までの動線について

## ■ 用語の定義

### 地方自治法（1947年法律第67号）第244条の2に基づく指定管理者制度について

指定管理者	・地方公共団体が、条例の定めるところにより、公の施設の管理を行わせるために指定する法人その他の団体を指す。指定管理者の指定には議会の議決を要する。
-------	---

### 都市公園法（1956年法律第79号）に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）について

Park-PFI	・2017年度の都市公園法（昭和31年法律第79号）改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般的な公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・手法として「Park-PFI」と呼称。
公募対象公園施設	・都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、同法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場など
特定公園施設	・都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。本市との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	・都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる駐輪場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	・Park-PFI事業の公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種公募条件等を定めたもの。 ・本公募では、指定管理者の候補者の選定に関する事項を示した「応募要領」も含め、公募設置等指針と呼称。
公募設置等計画	・都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park-PFI事業に応募する民間事業者等が本市に提出する計画。 ・本公募では、指定管理者の申請に要する指定申請書等の提出書類も含め、公募設置等計画と呼称。
設置等予定者	・審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を出した者。 ・本公募では、Park-PFI事業及び指定管理業務を行う予定者を指す。
認定計画提出者	・本市が都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を出した者。 ・本公募では、Park-PFI事業及び指定管理業務を行う者を指す。

## 第1 事業の概要

### 1 事業の目的

◎ 富田山公園（以下「本公園」という。）は、一宮市（以下「本市」という。）の南西、日本を代表する河川である木曽川沿川に位置し、自然豊かで木曽三川36景に選ばれ、明治からの水天宮の川祭りを発祥とした伝統を継承するびさい夏まつりが行われるなど、恵まれた自然環境や地元に愛された伝統を有する年間10万人が訪れる本市の地区公園です。

本公園は、1972年に開設され、市民をはじめ多くの人々に親しまれてきました。1973年に尾西市民プール、1974年に宿泊施設や集会場等として利用された尾西勤労青少年福祉センターが開設され、当時は人々の憩いの場として賑わっていました。

現在は両施設とも廃止されており、尾西勤労青少年福祉センターの跡地には、会議室や屋内運動場がある尾西グリーンプラザ、設置管理許可制度により設置されたグランピング・バーベキュー施設（2022年3月開業）により、新たなぎわいエリアとして生まれ変わっています。

また、パークゴルフやグラウンド、テニスコート等の運動施設も充実しており、地域のレクリエーション拠点としても長年にわたり親しまれています。2023年度には初心者でも楽しめるスケートパークを本公園隣接（木曽川尾西緑地）に新設しています。

交通アクセスは、本公園南部に愛知県と岐阜県を結ぶ新濃尾大橋が2025年5月24日に開通し、公園へのアクセス性向上を期待しています。

周辺事業として、本公園の川側に位置する木曽川尾西緑地周辺において、河川管理者である国土交通省と連携した「かわまちづくり」計画が2025年8月1日に登録され、サイクリングロードや「水辺拠点」の整備の検討を行っています。

◎ 本公園は、老朽化による施設の廃止に伴い公園利用者数が減少しており、「一宮市緑の基本計画」において、多様なニーズに対応しながら質の高い都市公園の再整備を推進するために、官民連携手法の積極的な活用・導入を推進することを定めています。（2025年6月改定）

こうした中、富田山公園再整備事業（以下「本事業」という。）は、廃止となった尾西市民プール跡地において、既存民間施設であるグランピング・バーベキュー施設やかわまちづくりと連携した、新たにぎわい創出につながる一体的な施設整備を官民連携で行っていくことを目的としています。

◎ 本指針は、こうした目的にふさわしい公募設置等計画の提案を民間事業者に求める上で、必要な事項等を定めるものです。

## 2 本公園の概要

(富田山公園)

項目	概要
所在地	愛知県一宮市富田字砂原 2118 番地ほか
種別	地区公園
公園面積	約 9.4ha
建物面積	約 3,410 m <sup>2</sup>
建ぺい率 (現在の消化率)	法令 4 章 2 項施設（公園施設として設けられる建築物（2%））：0.48% 令 6 条 2 項施設（休養施設、教養施設、公募対象公園施設等（10%））：2.95% 合計：3.43% ■ 公募対象公園施設可能面積 旧尾西プール管理棟を利用する場合、追加で整備可能面積 約 6,620 m <sup>2</sup> 旧尾西プール管理棟を撤去して、新設で整備可能面積 約約 7,385 m <sup>2</sup>
地域防災計画の位置づけ	指定緊急避難場所・広域避難場所

(うち公募対象箇所)

項目	概要
所在地	愛知県一宮市富田字砂原 2118 番地ほか
事業対象面積	約 1.3ha
地域地区等	用途地域 指定なし
	建ぺい率、容積率 建ぺい率 60%、容積率 200%
	その他 一
景観計画関係	一宮市景観条例（田園景観ゾーン）
文化財関係	なし
土地所有者	市

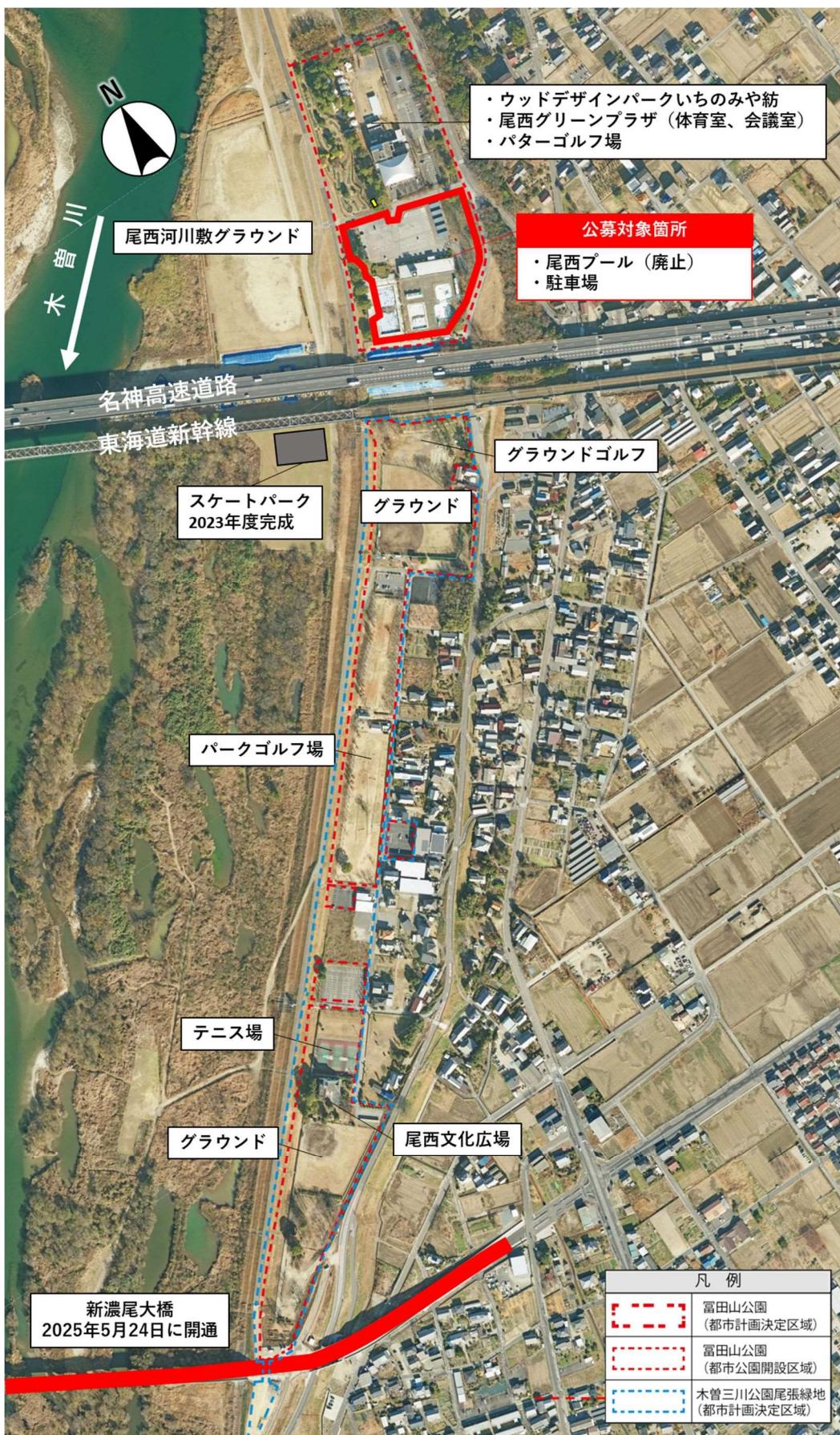
(うち旧尾西プール管理棟)

項目	概要
竣工	1971 年完成（2023 年 3 月 31 日をもって廃止）
建築面積	765.17 m <sup>2</sup>
延床面積	756.48 m <sup>2</sup>
構造	RC 造
主要用途	事務所

## 位置図



## 施設配置等



## 再整備コンセプト

### 富田山公園全体の整備コンセプト

#### 次世代へ木曽川の魅力をつなげる まちと家族で紡ぐ公園

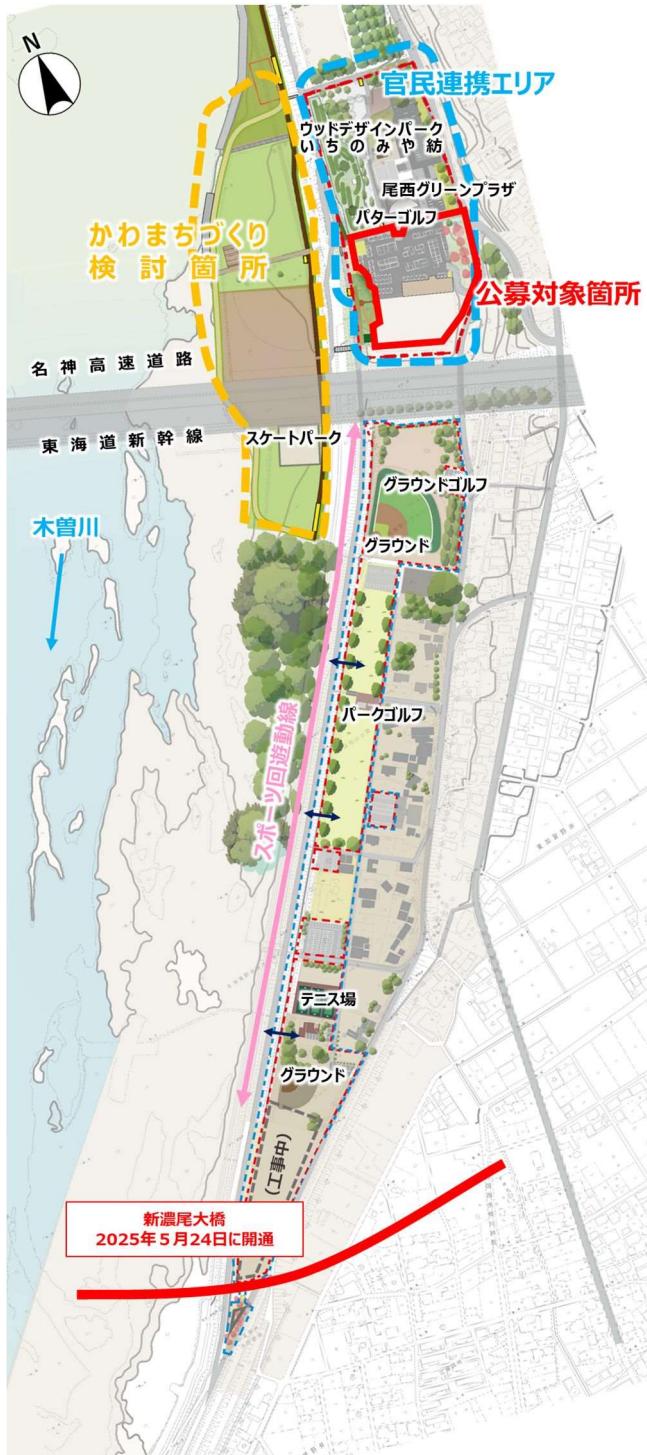
すぐそばにある木曽川と ふれあい 魅力を知り 次世代へ つなげていきたい  
さまざまな活動を はぐくみ 新たな富田山の魅力を つくっていきたい  
どのような世代も集まって 笑顔でつながり 居心地の良い空間を つくっていきたい  
地元の方々が 誇りに思い ファンになってもらえる公園に していきたい



## 官民連携エリア

(将来像、再整備コンセプト)

豊かな自然環境の中で多様な活動の場をはぐくむ木曽川と地域をつなぐ公園



### ■公募対象箇所と各エリアとの関係性

**官民連携エリア:** 本公園全体及び「かわまちづくり事業」と一体となった水辺拠点としての魅力や価値を高め、親子連れなど幅広い世代に楽しんでもらえるための施設の設置を期待するエリアです。

すでに整備済みの民間施設（ウッドデザインパークいちのみや紡）やかわまちづくり検討箇所と連携して、相乗的に敷地の魅力を高めることも期待します。

**かわまちづくり検討箇所:** 木曽川と触れあうことで魅力の向上を図るエリアです。

**多世代スポーツエリア:** スポーツ利用後の休憩等の利活用による連携を期待するエリアです。

**ふらっとエリア:** 南西部の玄関口として新濃尾大橋の開通効果を最大限活かして、今後も公園利用者の多様なニーズにお応えするため、再整備の可能性を検討していきます。こちらは本公募対象箇所での取り組みと立地性を活かしてPRしていく場となることを期待します。

凡 例	
	富田山公園 (都市計画決定区域)
	富田山公園 (都市公園開設区域)
	木曽三川公園尾張緑地 (都市計画決定区域)

### 3 事業スキーム

2017年度の都市公園法の改正により創設されたPark-PFI制度を活用し、事業区域内において、収益施設（公募対象公園施設）の設計・整備及び管理・運営を行うとともに、特定公園施設の設計・整備を行っていただきます。

また、整備後の特定公園施設等については、認定計画提出者が指定管理者として、本市が負担する指定管理料及びイベント等の主催者などが支払う利用料金を基に、管理・運営を行っていただきます。

さらに、誰もがゆっくりと憩うことができる芝生広場空間の設計施工を行っていたります。（デザインビルド公園施設の設計・整備）

（今後、一宮市都市公園条例（令和2年条例第79条。以下「条例」という。）を改正予定）

本事業の実施に当たっては、事業期間を通じて公募対象公園施設から得られる収益を基に、特定公園施設等の設計・整備及び管理・運営に係る本市の負担を低減させることを期待しています。

認定計画提出者に行っていただく業務は以下のとおりです。

- ① 統括管理業務

**【Park-PFI事業】**

- ② 公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務
- ③ 特定公園施設等の設計・整備・譲渡業務
- ④ 利便増進施設の設計・整備及び管理運営業務

**【デザインビルド事業】**

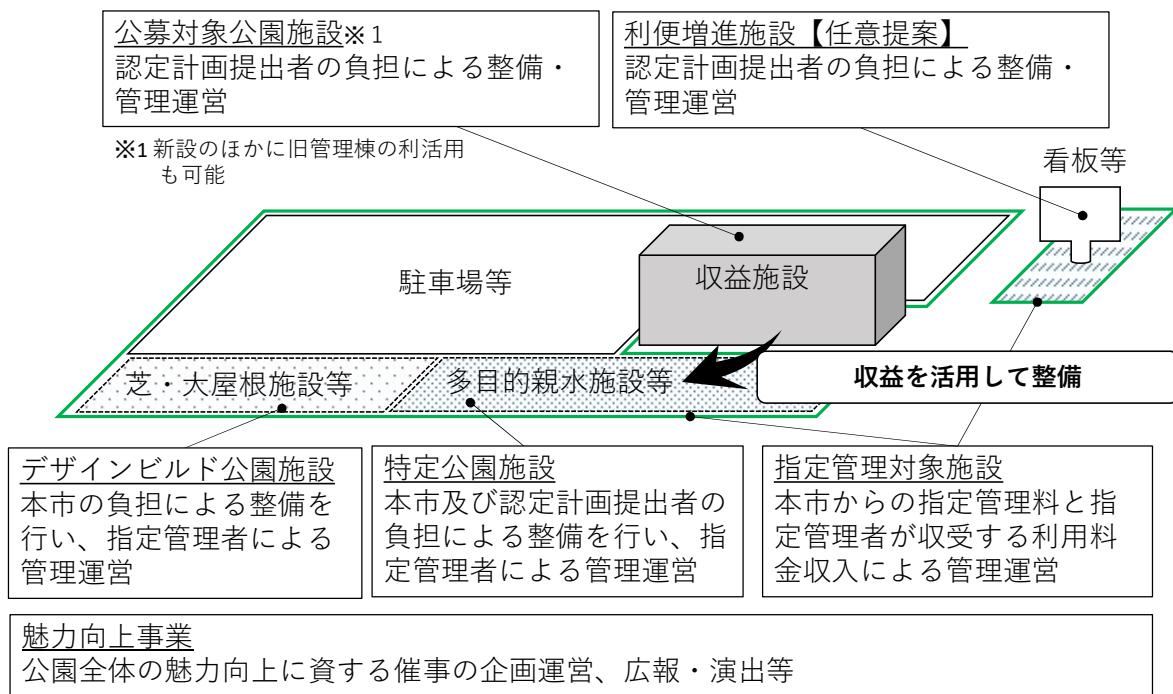
- ⑤ デザインビルド公園施設の設計・整備

**【指定管理業務】**

- ⑥ 特定公園施設等の管理・運営業務
- ⑦ デザインビルド公園施設の管理・運営業務
- ⑧ その他管理施設の管理業務
- ⑨ 自主事業

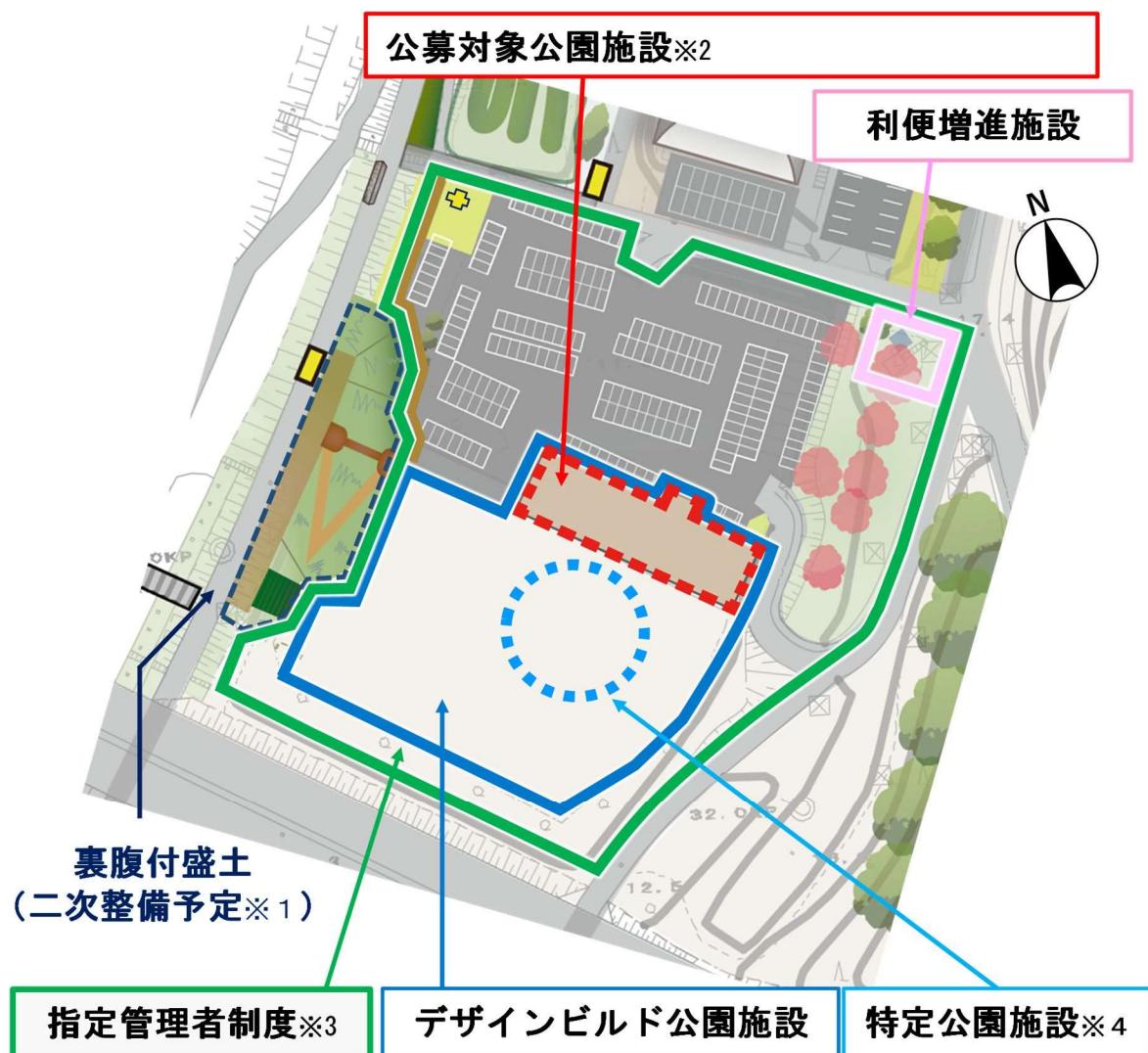
**【その他】**

- ⑩ 富田山公園全体の魅力向上に向けた取組



#### 4 事業区域と各事業の範囲

本事業の事業区域等は以下のとおりです。なお、整備に当たっては、別に定める条件を満たす必要があります。



※1 堤内地の裏腹盛土の整備は、かわまちづくり事業での整備を想定しています。

※2 新設のほかに、旧管理棟の利活用を希望することも可能です。

また、旧管理棟を撤去して、新設の際は公募対象公園施設を特定公園施設及びデザインビルト公園施設の範囲内で任意の位置に設置することも可能です。

※3 指定管理者制度に基づく指定管理者として管理する区域（以下「指定管理業務区域」という。）は、公募対象施設の区域を除くエリアです。

※4 特定公園施設の位置は任意で変更可能です。

※5 利便増進施設は、任意提案とします。

## 5 役割

項目		公募対象公園施設	指定管理施設			自主事業
			特定公園施設等	デザインビルド公園施設	その他管理施設	
設計・整備	実施主体	認定計画提出者			本市 (特定公園施設エリア外)	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	本市及び 認定計画提出者 <sup>*2</sup>	本市	本市	認定計画提出者
	法的位置付け	都市公園法に基づく 設置許可 (使用料あり)	都市公園法に基づく 占用許可 (使用料免除)	地方自治法	都市公園法	都市公園法
管理・運営	実施主体	認定計画提出者				
	費用負担	認定計画提出者	本市及び 認定計画提出者 <sup>*3</sup>	本市	本市	認定計画提出者
	法的位置付け	都市公園法に基づく設置許可 (使用料あり)	認定計画提出者が 指定管理者として 管理・運営	地方自治法	地方自治法	都市公園法

※1 上記のほか認定計画提出者には、Park-PFI 事業と指定管理業務を一体的に実施できるよう、統括管理業務を行っていただきます。

※2 本市の費用負担は、公園の魅力や価値を高めるものとして本市が認めた場合に限ります。

※3 認定計画提出者である指定管理者（以下「指定管理者」という。）が得る利用料金収入が基準額を上回った場合は、指定管理者と本市との協議の上、本市にその一部を還元していただきます。

## 6 事業期間

### (1) Park-PFI 事業における公募対象公園施設について

公募設置等計画の認定の有効期間は、設置管理許可を得てから 20 年間を予定しています。また、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可を得た日から 10 年間とし、認定計画提出者からの更新申請により、10 年の更新ができることします。

### (2) 指定管理業務について

指定管理者としての業務期間は、特定公園施設、デザインビルド公園施設等の供用開始の日から公募対象公園施設の設置管理許可期間(期限)までを予定しています。ただし、地方自治法に基づき本市の議会の議決を得る必要があり、5 年ごとの更新を原則とします。

なお、かわまちづくりエリアにおける市整備に際しては、必要に応じて関係者間会議や打合せ等への出席や意見聴取への協力を求めます。

	2026年12月 ・計画の認定 ・基本協定締結	2028年3月 工事開始	2029年3月頃 公募対象公園 施設供用開始	2047年10月頃 公募対象公園 施設供用終了	2048年3月 本事業終了		
	設計	整備（工事）	運営	原状回復 (解体撤去)			
公募対象公園施設	Park-PFIにかかる基本協定期間						
		認定公募設置等計画の有効期間（20年間）					
		設置管理許可期間（10年間）・設置管理許可期間（10年間）					
特定公園施設			指定管理期間（約19年間）				
利便増進施設		占用許可期間（10年間）・占用許可期間（10年間）					
事業全体 (上記施設を除く、デザインビルド施設)			指定管理期間（約19年間）				

## 第2 Park-PFI 事業に関する事項

### 1 整備の方向性について

◎ 本事業においては、本公園の新たな魅力を創出するエリアとして、「かわまちづくり事業」と一体となって多様なイベント等が行える広場（公募対象箇所）が「豊かな自然環境の中で多様な活動の場をはぐくむ木曽川と地域をつなぐ公園」となるよう、公募対象公園施設と既存の公園施設及び芝生広場等と特定公園施設等が一体となって、本公園全体の魅力や価値を高めるための施設の提案を求めるものです。

なお、上述のとおり「かわまちづくり事業」との一体的な整備を検討しているため、本事業の提案にあたっては「かわまちづくりエリア」を含む将来を見据えた提案も可とします。その場合、「かわまちづくりエリア」の提案内容については本事業の評価外とし、「かわまちづくりエリア」に係る提案が無い場合においても評価上の不利益が生じることはありません。また、「かわまちづくりエリア」に係る提案内容については、市が整備することを保証するものではありません。

### 2 公募対象公園施設について

#### (1) 公募対象公園施設の種類

◎ 公募対象公園施設とは、飲食店、売店を始めとする都市公園法施行規則第3条の3に規定されている公園施設（休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所）であって、当該施設から生じる収益の一部を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができ、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められる施設を指しています。

本事業においては、公募対象公園施設を新設することを想定しており、本公園全体及び「かわまちづくり事業」と一体となった水辺拠点としての魅力や価値を高め、親子連れなど幅広い世代に楽しんでもらえるための施設の設置を期待しています。

なお、既存の旧プール管理棟を公募対象公園施設として利活用することも可能とし、「新設」または「管理棟利活用」のいずれの提案も選択可能とします。

表 費用負担区分

	解体費	耐震 補修費	老朽化 補修費	設備・その他 補修費	浄化槽 設置費	維持管理 修繕費用
新設	事業者 (塔屋撤去は市負担)	—	—	—	事業者	事業者
利活用	—	市 (塔屋撤去のみ)	事業者	事業者	事業者	事業者

## (2) 公募対象公園施設の場所及び規模

公募対象公園施設の整備可能区域は、「1 事業の概要」、「4 事業区域と各事業の範囲」に示す範囲内で、適した場所を提案してください。

公募対象公園施設の規模の上限は以下のとおりとします。

項目	面積 <sup>※1</sup>
建築面積及び公募対象公園施設と一体的に占用できる屋外部分 <sup>※2</sup> の面積	1, 000 m <sup>2</sup> 以下 (延床面積 : 756. 48 m <sup>2</sup> )

## (3) 公募対象公園施設の整備に関する条件

ア 都市公園法、都市計画法、建築基準法その他関係法令等を遵守した上で整備を行ってください。整備に当たっては、設置管理許可を得るなど、本事業の応募(申請)者において必要となる手続等を把握した上で行ってください。

イ 都市公園は、一般の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音や振動、光害、悪臭等の発生により、周辺の生活環境に著しい悪影響を与え、又は他の公園利用を著しく阻害するような施設など、都市公園施設としてふさわしくないもの及び周辺環境と調和しない施設を整備することはできません。

ウ 次に示す用途を目的とした施設を整備することはできません。

(ア) 政治的又は宗教的目的

(イ) 風俗営業その他これらに類する用途

(ウ) 一宮市暴力団等の排除に関する条例の内容に反する用途

(エ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等用途

(オ) その他、公園利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められず、公募対象公園施設とみなすことができないと本市が判断する施設

エ 施設整備等に当たり、事業区域内の地下埋設物の調査を行うとともに、必要に応じて試掘調査等を行ってください。

オ 整備する公募対象公園施設の用途、規模に応じて合併浄化槽の整備を行う等、必要な設備等の整備も行ってください。

#### (4) 公募対象公園施設の管理・運営の開始（営業開始）時期

公募対象公園施設の管理・運営の開始（営業開始）時期は、特定公園施設の供用開始に合わせ、2029年3月までを目標としてください。

#### (5) 公募対象公園施設の設置管理許可に係る使用料の額の最低額

以下の条件を満たした使用料（以上）の提案をしてください。

	使用する施設	設置管理使用料 (円／m <sup>2</sup> ・年)
新設施設 (事業者が新設)	建物（土地使用料含む）	3,800
	土地	150
既設施設 (旧管理棟利活用)	建物（土地使用料含む）	5,800
	土地	150

※使用料は条例改定予定です。

#### (6) 公募対象公園施設への指定管理業務における事務所等の設置

指定管理業務に従事する職員が常駐して施設案内やイベント等申請の受付を行うために必要な事務所（以下「事務所」という。）については、公募対象公園施設内に設置できるものとします。

この場合、公募対象公園施設のうち事務所として使用する範囲については、指定管理業務に従事する職員が常駐する管理事務所機能を兼ねることを考慮し、設置許可に係る使用料を減額することができるものとします。

また、公募対象公園施設の一部に、日中の時間帯（詳細な時間については本市との協議を要します。）において公募対象公園施設の利用を目的としない一般の公園利用者が利用できるトイレを設置する場合は、この範囲についても、設置管理許可に係る使用料を減額することができるものとします。

#### (7) 公募対象公園施設の管理・運営

公募対象公園施設については、持続可能な事業計画となるよう、施設等の管理・運営について提案してください。

また、認定計画提出者の負担で実施する清掃、植栽管理等の日常的な管理の内容についても提案してください。

## (8) 公募対象公園施設の撤去（原状回復）

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置管理許可期間の終了日までに、公募対象公園施設を自らの責任及び費用負担により、解体・撤去（原状回復）してください。

ただし、本市が、本事業の完了後も公募対象公園施設を活用する事業（現時点で具体的な想定はありません。）を新たに行うこととした場合において、以下に示すようなときは、本市の同意があれば、この限りではありません。

### ア 次期事業者が権利を引継ぐとき

本市が次期事業者を特定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する資産に関する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本市が同意したとき。

### イ 認定計画提出者が事業を継続するとき

認定計画提出者が次期事業者に特定され、かつ、本事業の完了時の施設に関する管理許可について、本市が同意したとき。

### ウ 公募対象公園施設が旧管理棟を活用した場合であるとき

公募対象公園施設が旧管理棟を活用した場合で、改修等を施しており原状回復することが著しく困難または本市が不要であると判断したとき。

### **3 特定公園施設について**

#### **(1) 特定公園施設の概要**

- ◎ 特定公園施設とは、公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備するものです。公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められる園路広場、多目的親水施設等の公園施設を指しています。
- ◎ 本事業では、特定公園施設として、公募対象公園施設と一体となってにぎわいを創出することができる本公園全体の魅力や価値を高めるための広場等の公園施設を整備します。

#### **(2) 特定公園施設の範囲**

特定公園施設等は、事業区域におけるデザインビルト公園施設の整備対象区域で公募対象公園施設と相乗効果が発揮できる任意の場所に整備してください。

#### **(3) 特定公園施設の建設に関する事項など**

民間事業者の創意工夫により、以下に示す本公園の新たな魅力を創出するエリアにふさわしい、魅力や価値を高める特定公園施設等の整備を提案してください。

なお、上記を考慮した上で、整備イメージに示す施設配置などの具体的な整備内容にとらわれない自由な提案も期待しています。

- ・旧管理棟前園路
- ・多目的親水施設

※詳細は富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業整備関連要求水準書を参照

#### (4) 本市による特定公園施設等の設計・整備に係る費用の負担等

特定公園施設等は、整備後、整備・譲渡に関する協定（実施協定）に基づき本市に譲渡してください。譲渡に当たり、本市が負担する設計・整備に係る費用の上限額（案）は以下のとおりとします。

項目	上限額（案）*
本市が負担する特定公園施設の設計・整備に係る費用の上限額（案）	（3月公表予定） (消費税及び地方消費税を含む。)

\*予算措置及び財産の取得について、一宮市議会で可決することを条件とします。

#### (留意事項)

- 本市の負担額は、認定計画提出者が本市に負担を求める額で、本市が金額を精査確認（適切かどうかを確認）した上で、本市と認定計画提案者で協議して、決定するものとします。なお、提案した額を上回ることはできません。また、本市の負担額は、特定公園施設の設計・整備に要する費用の9割以内です。
- 支払いについては、年度毎の本市の検査に合格した出来高に応じて年度毎に支払うことを予定しています。
- Park-PFI の支援制度として創設された「官民連携型にぎわい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市が負担する金額に対して国からの支援を受ける予定をしています。国から支援を受けるに当たって、本市から関連する工事費内訳等の資料提出を求め場合は、認定計画提出者は、協力するものとします。
- 整備費に係る財源として国庫補助金のほか、森林環境譲与税の活用を検討していきます。
- 整備に当たっては、都市公園法、都市計画法、建築基準法、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」その他関係法令等を遵守した上で行ってください。
- 設計内容と提案内容に相違がある場合、本市は、認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要が生じた場合は、本市と協議の上、提案主旨に逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- 特定公園施設等に瑕疵があるときは、本市は、認定計画提出者に瑕疵の補修又は損害賠償を求めることができるものとします。詳細は、実施協定で定めるものとします。

## (5) 工事期間中の管理

事業区域内は、特定公園施設等の段階的な整備等により、工事を行っていない範囲が生じる可能性がありますが、工事範囲と合わせて適切に管理を行ってください。

## (6) 特定公園施設等の管理・運営の開始（供用開始）時期

事業区域については、遅くとも2029年4月1日までを目標にして供用を開始できるようしてください。

なお、本事業では、特定公園施設等について、認定計画提出者が指定管理者として管理・運営を行っていただくこととしています。

## (7) 利便増進施設の設置に関する事項【任意提案】

### 1) 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、本公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められる情報提供のための看板・広告塔です。

### 2) 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

項目	占用料
利便増進施設に係る占用料の額	24円/m <sup>2</sup> ・日

※使用料は条例改定予定です。

## (8) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

### 1) 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

公募対象 公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

### 2) 特定公園施設の管理運営に関する事項

本市は、認定計画提出者を特定公園施設に係る指定管理者とすることを予定しています。

### 3) 市による特定公園施設の管理運営費用の負担

指定管理業務に係る管理運営費用は、市から支払う指定管理料により賄ってください。市が負担する指定管理料の上限額は以下のとおりとします。

※市が負担する指定管理料の上限額は、「第4 4 (1) 指定管理料等」に示すとおりです。

#### **4 公募設置等計画の認定の有効期間**

公募設置等計画の認定の有効期間は、設置管理許可を得てから 20 年間を予定しています。また、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可を得た日から 10 年間とし、認定計画提出者からの更新申請により、10 年の更新ができることとします。

ただし、設置許可期間には、公募対象公園施設の整備や撤去の期間も含みます。

### **第3 デザインビルト事業に関する事項**

#### **(1) デザインビルト公園施設の概要**

◎ 本事業では、デザインビルト公園施設として、特定公園施設や公募対象公園施設と一緒にとなってにぎわいを創出することができる本公園全体の魅力や価値を高めるための広場等の公園施設（大屋根施設や芝生広場など）を整備します。

#### **(2) デザインビルト公園施設の範囲**

デザインビルト公園施設は、本指針のP8に示すデザインビルト公園施設の整備対象区域に整備してください。

#### **(3) デザインビルト公園施設に求める事項など**

民間事業者の創意工夫により、以下に示す本公園の新たな魅力を創出するエリアにふさわしい、魅力や価値を高めるデザインビルト公園施設等の整備を提案してください。

なお、上記を考慮した上で、整備イメージに示す施設配置などの具体的な整備内容にとらわれない自由な提案も期待しています。

- ・大屋根施設
- ・芝生広場
- ・3×3バスケットコート
- ・外周園路
- ・トイレ
- ・その他

※詳細は富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業整備関連要求水準書を参照

#### **(4) 本市によるデザインビルト公園施設の設計・整備に係る費用の負担等**

デザインビルト公園施設の整備に当たり、本市が負担する設計・整備に係る費用の上限額（案）は以下のとおりとします。

項目	上限額（案）*
本市が負担するデザインビルト公園施設の設計・整備に係る費用の上限額（案）	（3月公表予定） (消費税及び地方消費税を含む。)

※予算措置について、一宮市議会で可決することを条件とします。

※財源として国庫補助金のほか、森林環境譲与税の活用を検討していきます。

#### **(5) 工事期間中の管理**

事業区域内は、デザインビルト公園施設の段階的な整備等により、工事を行っていない範囲が生じる可能性がありますが、工事範囲と合わせて適切に管理を行ってください。

#### **(6) デザインビルド公園施設の管理・運営の開始（供用開始）時期**

事業区域については、遅くとも 2029 年 4 月 1 日までを目標にして供用を開始できるようにしてください。

なお、本事業では、デザインビルド公園施設について、認定計画提出者が指定管理者として管理・運営を行っていただくこととしています。

## **第4 指定管理業務に関する事項**

### **1 業務範囲**

指定管理業務の範囲は、P8 に示す事業区域のとおりとしています。ただし、公募対象公園施設を設置する範囲は除きます。

なお、将来的に他施設等（例として、P5 に示す「かわまちづくり検討箇所」等）を含めたより包括的な管理が必要であると判断した際には、指定管理業務区域変更の協議を、本事業に係る契約事業者に対して優先的に行います。

### **2 指定期間**

指定管理者としての業務期間は、特定公園施設等の供用開始の日から公募対象公園施設の設置管理許可期間(期限)までを予定しています。ただし、地方自治法に基づき本市の議会の議決を得る必要があります。

また、設置管理許可の更新をするときは、同様とします。

### **3 業務内容**

指定管理業務内容は以下のとおりとします。

#### **(1) 管理業務**

##### **1) 植物管理**

- ・ 本公園の管理方針に沿った植物管理を行うことを基本とします。
- ・ 芝生帯、樹木については、各区域の利用実態及び修景性に応じた管理を行ってください。
- ・ 樹木、草花については、光、水などの外的諸条件に対する植物本来の好適環境や育成特性を考慮し、良好に生育できるよう管理してください。
- ・ 特に樹木については、入口周辺を除き、公園利用に支障のない限りは自然樹形による樹形形成、添景木を目標として管理してください。植物管理全般において、メリハリをつけた管理を行い管理費用の縮減に努めてください。
- ・ 各エリア毎に樹木管理図及び樹木台帳を作成し、年度毎に樹勢等の記録をしてください。

(管理業務内容)

芝生管理：芝刈工、目土工、施肥工（必要に応じ）、除草工等

樹木管理：剪定工、病害虫防除工、灌水工等

草花管理：花植替工、施肥工、病害虫防除工等

##### **2) 建物・工作物管理**

- ・ 各施設とも、所要の目的が果たされるよう適宜保守点検を行い、利用に支障をきたさないよう管理及び補修を行ってください。
- ・ 電気、上水道、污水施設及び機械設備については、常に適正な状態にあるよう保守管理を行ってください。

- ・ 消防設備、電気設備等については、法令に基づく点検が必要なものについては適正に行ってください。
- ・ 建物・工作物等の修繕が必要な場合は、リスク分担表に基づき小規模な場合は、指定管理者が修繕を行ってください。なお、リスク分担については、別途、締結する基本協定にて定まるものとします。
- ・ 大規模な修繕で指定管理者が行うことが困難な場合は、市と協議となります。  
(主な対象施設)
- ・ 便所建屋、電気設備、多目的親水施設、給水設備、汚水設備等（公募対象施設を除く）

### 3) 備品管理

- ・ 施設利用者が利用する備品については、日常的に点検し、不具合により事故が起きないよう管理してください。
- ・ 本市が支払う指定管理料で備品を購入した場合は、その備品は市に帰属するものとします。
- ・ 備品の管理については、本市の基準に準じて指定管理者は備品台帳を作成し、適切に管理してください。
- ・ なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変える事なく使用に耐える物品をいいます。

### 4) 清掃

- ・ 指定管理業務区域の各施設等について、良好な衛生環境と美観を維持し、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、清掃業務を行うものとする。なお、公園利用者に対しては、ゴミの持ち帰りを指導し、公園の美化を推進するよう努めてください。
- ・ 清掃は、定期的に行い、良好な衛生環境と美観を維持してください。
- ・ 入園口周辺や駐車場、トイレなど公園利用者の利用頻度の高い施設については、日常的に清掃を行い、清潔な状態を保つとともに、消耗品は常に補充された状態に保ってください。
- ・ 空調施設、機械施設、電気施設など日常的な清掃が困難な施設については、年間計画を立てて定期的に清掃を行ってください。

### 5) 警備

- ・ 指定管理業務区域内の警備、巡視を行い、利用者の安全を確保するとともに、定期的に訓練を行い、常に緊急事態に対応できる体制づくりに努めてください。
- ・ 警備、巡視を必要に応じて行い、施設の保安を適切に行ってください。
- ・ 公園利用者の車両の誘導及び規制を必要に応じて行ってください。
- ・ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、ただちに市に連絡してください。

- ・ 事故、災害等により負傷者が発生した場合は、救護活動を行ってください。また、必要に応じて負傷者を病院に搬送するなど適切な対応をしてください。
- ・ 定期的に訓練を行うなど、常に緊急事態に対応できるよう努めてください。
- ・ 利用者の安全確保のため、イベント開催時の駐車場管理において交通誘導員等を配置する際は、本市が認める場合に限り、一時的な駐車場の有料化などの運用も可能とします。

#### 6) その他

- ・ 本公園内は、多種多様な生物の生息空間となっており、指定管理業務区域における公園利用者に危害を与える害獣・害虫については、関係法令を遵守し駆除に努めてください。

### (2) 運営業務

#### 1) 利用者指導

- ・ 公園利用の案内業務を行うほか、適正な公園利用を誘導するため、園内巡視を行い、利用者の安全を確保してください。
- ・ 公園利用者の要望、苦情等には適切に対応し、必要に応じて市に報告をしてください。
- ・ 拾得物については、指定管理者で適正に保管し、持主が現れない場合には、所轄の警察署に届け出る等の対応を行ってください。また、木曽川尾西緑地や他の施設管理者等とも拾得物に関する情報共有を行ってください。

#### 2) 企画・運営

- ・ 本公園は、本市におけるレクリエーションの拠点の一つであり、積極的な広報宣伝活動を実施し、及びイベント、行事等を企画・運営してください。
  - 広報活動：市広報誌への情報提供や将来開設を予定する富田山公園管理事務所ウェブサイトの更新を行ってください。
  - イベント、行事等の開催：年2回を目安として行事等を実施してください（イベント、行事等の時期・規模の指定はありません）。
    - なお、今後、本市ではかわまちづくりエリアにおいて河川区域のオープン化の活用を検討していく予定です。
    - このため、将来的にはかわまちづくりエリアと連携するなど、イベント規模の拡大や開催回数を増やしていくことも考えているため、地域住民や来訪者が参加しやすい多様なイベントを企画されることを期待します。
  - 公園施設の利用調整：本公園の多目的広場について、随時利用調整を行ってください。
  - 本市関連イベント等への協力：本市が主催、共催するイベント等には、協力してください。

### 過年度に富田山公園周辺で開催されたイベント

開催時期	イベント名
2月	・一宮市健康づくりウォーキング大会
3月	・一宮市健康づくりポールウォーキング教室 ・ミニ犬市場 in ウッドデザインパーク一宮
5月	・ハローいちのみや in ウッドデザインパーク一宮
7月	・水辺で乾杯
8月	・一宮びさい夏祭り ・檍の木盆踊り
9月	・きそがわリバーサイドライド
11月	・かしの木フェスティバル

### (3) 自主事業

指定管理者は、自主事業を実施することができます。

指定管理者が自らイベント等を主催する場合は、自主事業として取り扱うこととします。なお、自主事業を実施する場合は、事前に本市と協議し、承認を受けることとします。実施に当たっての費用は、全て指定管理者の負担によるものとします。

### (4) 公園施設使用許可

指定管理者は、条例第5条の3に基づき次に掲げる行為をしようとする者に、許可を与えることとします。

- ・ 業としての写真撮影又は映画撮影
- ・ 興行
- ・ 競技会、展示会、博覧会、音楽会その他これらに類する催し
- ・ 行商、募金その他これらに類する行為

その他条例に基づく公園内行為

ただし、次のいずれかに該当する場合は、条例第10条に基づき使用の許可をしないでください。

- ・ 公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 市長がその使用等を不適と認めるとき。

### (5) 利用料金等徴収

利用料金等の徴収業務は、条例第13条の2第1項に基づき行ってください。ただし、同条第3項に基づき、利用料金を減免することができます。

なお、指定管理者による利用料金の徴収については、認定計画書の提案に基づき条例を改正する予定です。

## (6) 利用料金の収受

指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として収受するものとします。

## (7) 団体の事務局補助事務

指定管理者は、本市における一宮西部地区かわまちづくり協議会に一員として参加してください。

取組みの概要は以下のとおりです。

### 1. 一宮西部地区かわまちづくり

- ・基本理念 KISOGAWA FUN&FAN
- ・木曽川と地域が日常的につながる水辺を通して、木曽川を楽しむ人が増え、本市の魅力と活力と好きな人が増えることを目指して、かわまちづくりに取り組む。
- ・富田山公園に隣接する河川区域（堤防・河川敷）を、重点的に取り組む水辺拠点として整備・活用する。

### 2. 水辺拠点の運営について

- ・本市では、水辺拠点を整備するだけでなく、堤防・高水敷を都市・地域再生等利用区域に指定し、現在は河川占用制度上実施できない、堤防の上や高水敷など河川区域での営業活動を可能とし、地域経済が活性化するよう制度を整える予定である。
- ・水辺拠点で想定する営業行為として、企業等各種団体によるマルシェやイベントの開催、フードトラックによるカフェ運営、サイクリングイベントなどを想定し、施設の整備を検討している。また廃止予定の西中野渡船を受け継いで、体験学習型の場として転用することも検討している。

## (8) 運営組織について

指定管理者は、業務を遂行するにあたって常時指定管理区域内に配置することを基本とし、必要な職員を配置してください。

なお、組織体制や職員数は指定管理者の判断で決めることとなります。緊急事態が発生した場合には、1時間以内に責任者が現地へ急行することが可能な体制としてください。ただし、サービス向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更することは可能です。

## (9) 事業計画書、実施報告書の提出

指定管理者は、前年度の12月末までに次年度事業計画書及び收支予算書を作成し、本市に提出することとします。なお、作成にあたっては、市と調整することとします。

指定管理者は、基本協定で定める中間報告書及び事業報告を作成し、本市へ提出してください。

## **(10) 自己評価**

指定管理者は、利用者モニタリング等を行い、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果について本市に報告してください。

## **(11) 他の施設管理者との連絡調整**

指定管理者は、指定管理業務区域を管理運営する上で、適宜、他の施設管理者と連絡調整を行ってください。

## 4 指定管理者の収入

本事業では、条例第13条の2第2に基づき、利用料金を指定管理者の自らの収入として收受することとしています。指定管理者は、本市が支払う指定管理料（施設の管理・運営に要する経費）及びイベント等の主催者等から收受する利用料金により業務を行うことになります。

利用者の安全確保のため、イベント開催時の駐車場管理において交通誘導員等を配置する際は、本市が認める場合に限り、一時的な駐車場の有料化などの運用も可能とします。

### (1) 指定管理料等

市が支払う指定管理料については、基本協定締結後、指定管理期間において、毎年、予算の範囲内で協議を行い、年度協定を締結することにより定まることになります。

本市が支払う指定管理料の上限額は、下表のとおりです。

項目	上限額 (消費税及び地方消費税を含む)
本市が支払う指定管理料の上限額	(3月公表予定)

※予算措置について、一宮市議会で可決することを条件とします。

### (2) 指定管理料の支払方法

本市は、各年度の予算措置に従い、指定管理料を支払います。

また、指定管理料は、前払いのほか、四半期ごとの払いとします。ただし、公益法人等が指定管理者の場合で、税制優遇措置を受けるためなどの理由により、申出をした場合には、概算払とすることができます。

## 5 指定の取消し等

本市は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則、協定等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 指定管理者が応募（申請）の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

- (5) 指定管理者が公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営を取りやめたとき、又は取りやめることが確実であると本市が判断したとき。
- (6) 指定管理者が公募対象公園施設の規模や運営内容などを公募設置等計画の内容から著しく変更し、同計画の実施が困難であると本市が判断したとき。
- (7) その他、指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断したとき。

## **6 指定管理業務の再委託**

指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合において、本市の承認を受けたものについては、この限りではありません。

なお、再委託を受けた第三者については、業務内容を報告させるとともに、指定管理者は完了確認を行い、その結果について、本市に報告するものとします。

## **7 指定期間終了後の引継**

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合等は、業務内容等を引き継いでください。

## 第5 公募の実施に関する事項等

### 1 公募への参加資格

#### (1) 応募(申請)者の資格

- ア 応募(申請)者は法人（以下「応募(申請)法人」という。）又は法人等のグループ（以下「応募(申請)グループ」という。）に限ります。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、応募(申請)グループの代表者（以下「代表法人」という。）は法人格を有する者とし、その他の法人等（以下「構成法人等」という。）については、法人格を問いませんが、団体であることが必要です。
- イ 応募(申請)グループで応募(申請)する場合は、代表法人を定めてください。応募(申請)日以降の代表法人及び構成法人等の変更は原則として認めません。
- なお、要求水準書に規定する各業務の責任者を選出する法人等は、必ず応募(申請)グループを構成する代表法人又は構成法人等としてください。
- ウ 設置等予定者の決定後に新たな法人を設立して事業を実施しようとする場合は、応募(申請)グループで応募(申請)してください。設置等予定者の決定後、仮協定締結までに、新たに設立する法人に関する登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。
- なお、新たに設立する法人から業務を直接受託又は請け負う法人等は、必ず応募(申請)グループを構成する代表法人又は構成法人等としてください。
- エ 構成法人等は、複数の応募(申請)グループの構成法人等となること、又は単独で応募(申請)することはできません。
- オ 応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人は、公募対象公園施設を所有し設置許可を受ける法人とします。また、代表法人は、特定公園施設等の本市への譲渡及び指定管理業務について責任を負うこととします。
- カ 本市が応募(申請)者の参加資格を確認する日は、公募設置等計画等の提出期限日以降とします。
- キ 応募(申請)法人は、特定公園施設の設計及び工事監理について、平成21年4月1日以降に元請として業務を完了した都市公園又は都市公園と類似した公共空間（緑地や広場空間等）の設計実績を有することとします（設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る）。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を1社以上定めてください。
- ク 応募(申請)法人は、デザインビルド公園施設の設計及び工事監理について、建築士法（昭和25年法律第202）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、平成21年4月1日以降に元請として業務を完了した都市公園又は都市公園と類似した公共空間（緑地や広場空間等）の設計実績を有することとします（設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る）。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を1社以上定めてください。

- ケ 応募(申請)法人は、公募対象公園施設及び特定公園施設、デザインビルド公園施設、利便増進施設の整備について、令和 8・9 年度一宮市入札参加資格者として、「建設工事」に係る入札参加資格を有すると認定された者であり、建設業法（昭和 24 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、提案内容の規模、業種に応じた特定及び一般建設業法の許可を受けている者とします。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を 1 社以上定めてください。
- コ 応募(申請)法人は、特定公園施設及びデザインビルド公園施設の整備（施工）について、平成 21 年 4 月 1 日以降に完了した都市公園又は都市公園と類似した緑地や広場空間等の施工実績を有することとします。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を 1 社以上定めてください。
- サ 応募(申請)法人は、指定管理業務について、平成 21 年 4 月 1 日以降に都市公園や緑地、広場空間等の維持管理を 1 年以上連続して実施した実績を有することとします。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を 1 社以上定めてください。
- シ 応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人及び構成法人等は、直近 3 事業年度の決算において債務超過でないこととします。

## (2) 欠格事項

- 応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人及び構成法人等が次の項目のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。
- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている場合
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている場合
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する場合
- エ 一宮市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- オ 一宮市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- カ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- キ 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から 2 年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- ク 富田山公園官民連携エリアにおける一宮市公募対象公園施設設置等予定者選定委

員会（以下「選定委員会」という。）の委員が経営又は運営に直接関与している法人

「経営に直接関与している法人」とは、同審議会委員が当該法人の議決権の数の割合の百分の五十を超えて所有しているなど、会社法施行規則第3条の2第3項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」における法人を指します。

「運営に直接関与している法人」とは、同審議会委員が、代表権を有している法人又は役員等となっている法人を指します。

ケ 本事業に関するアドバイザリー業務である「富田山公園再整備官民連携事業導入業務」を受託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社及び同社と本アドバイザリー業務において提携関係にある者並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある法人

「資本面で関係のある法人」とは、上記の法人と親会社等と子会社等の関係にある場合又は、親会社等が同一である子会社等同士である法人を指します。

（親会社等とは同法同条第4号の2に規定する「親会社等」を、子会社等は会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」を指す。）

「人事面で関係のある法人」とは、上記の法人と代表権を有する者が同一である若しくは役員等に兼任がある法人又は、代表権を有する者若しくは役員等が夫婦、親子若しくは兄弟姉妹の関係にある法人を指します。

※ 応募(申請)グループの場合は、代表法人及び構成法人等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該応募(申請)グループを選定の対象外とします。

※ 暴力団等は、上記エにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、応募(申請)者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

※ 上記ケ及びコの「役員等」とは、次の者を指します。

- ・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

## 第6 公募の手続きに関する事項等

### 1 スケジュール（案）

公募設置等指針の公示	2026年3月
参加申込期間	2026年3月～6月まで
公募設置等指針等説明会及び現地案内参加 申込期限	2026年4月
公募設置等指針等説明会及び現地案内	2026年4月
第1回質問書受付期日	2026年4月
第1回質問書回答	2026年5月
第2回質問書受付期日	2026年6月
事前審査結果通知	2026年6月
第2回質問書回答	2026年7月
公募設置等計画の受付	2026年7月末
選定委員会による評価・選定(プレゼンテーションの実施)	2026年9月
設置等予定者の選定結果通知	2026年10月
仮基本協定の締結 (議会の議決)	2026年10月
公募設置等計画の認定	2026年12月
基本協定の締結	2026年12月
実施協定（特定公園施設等に関する整備・譲渡契約の締結）	2026年12月
設置管理許可	2026年12月
認定計画提出者による工事開始	2028年3月
供用開始	2029年3月（目標）
事業終了	2048年3月

## 第7 その他の事項

### 1 リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、原則として以下の負担区分としますが、本市と認定計画提出者との間で別途締結する Park-PFI 事業に関する基本協定及び実施協定（整備・譲渡契約）並びに指定管理業務に関する基本協定により定まるものとします。

<リスク分担表>

リスク項目	リスクの内容/分類	リスク分担	
		●：主分担	▲：従分担
共通	公募書類	●	
	資金調達	●	
	許認可取得	●	●
	法制度、税制度、許認可の新設・変更	特定公園施設等	● ▲
		公募対象公園施設	●
		上記以外の施設 (指定管理業務対象施設)	●
		特定公園施設等	● ▲
		公募対象公園施設	●
	住民対応	上記以外の施設 (指定管理業務対象施設)	●
		上記以外の制度、税制度、許認可の新設・変更に起因する損害及び増加費用	●
		本市の事由によるもの	●
	第三者賠償	認定計画提出者の事由によるもの	●
	第三者賠償	本市に責めがある場合（認定計画提出者にも責めがある場合を除く。）において第三者に与えた損害の賠償	●
		認定計画提出者に責めがある場合において第三者に与えた損害の賠償	●

リスク項目		リスクの内容/分類	リスク分担	
			本市	認定計画提出者
共通	環境	本市の事由により生じる損害及び増加費用	●	
		認定計画提出者が行う本事業に起因する有害物質の排出、漏洩、工事等に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気への対応とそれらに起因する損害及び増加費用		●
	本事業の中止、延期又は遅延	本市の事由による本事業の中止、延期又は遅延	●	
		認定計画提出者の事由による本事業の中止、延期又は遅延		●
	不可抗力	自然災害や公衆衛生上の事態などの不可抗力による本事業の変更、中止、延期、臨時休業などにより生じる損害及び増加費用	特定公園施設等 <sup>※1</sup>	● ▲
			公募対象公園施設	●
			上記以外の施設 (指定管理業務対象施設)	●
	サービスや業務内容の変更	本市の指示等による業務内容、用途、サービスの変更などに起因する損害及び増加費用	●	
		上記以外の業務内容、用途、サービスの変更などに起因する損害及び増加費用（法令変更及び不可抗力によるものを除く。）		●
	協定締結の中止	本市及び認定計画提出者のいずれにも帰責できない事由（市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により生じる損害 <sup>※2</sup>	●	●
Park-PFI事業 (設計・整備)	測量及び調査	本市が実施した測量及び調査に起因する損害及び増加費用	●	
		認定計画提出者が実施した測量及び調査に起因する損害及び増加費用		●
	設計	本市の提示条件、指示の不備など本市の事由による変更に起因する損害及び増加費用	●	
		認定計画提出者の事由による変更などに起因する損害及び増加費用		●
	用地	事業区域の土壤汚染及び地中埋設物に起因する損害及び増加費用のうち、公募資料により想定が可能なもの		●
		上記以外の事業区域の土壤汚染及び地中埋設物に起因する損害及び増加費用	●	
	工事の遅延、供用開始の延期又は遅延	本市の提示条件、指示の不備など本市の事由に起因する損害及び増加費用	●	
		上記以外の事由に起因する損害及び増加費用		●

リスク項目	リスクの内容/分類	リスク分担	
		本市	認定計画提出者
工事費の変動	本市の事由に起因する工事費の変動 上記以外の事由による工事費の変動	● ●	

リスク項目	リスクの内容/分類	リスク分担	
		本市	認定計画提出者
Park-PFI事業 (公募対象公園施設の管理・運営)	施設の損傷	本市の指示に起因する施設の損傷 上記以外による施設の損傷	● ●
	需要変動	需要変動による売上の減少	●
	管理・運営費の増大	本市の事由による事業内容や用途、サービスなどの変更に起因する管理・運営費の増大	●
		本市の事由以外の要因による維持管理費・運営費の増大	●
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難	●
	備品更新	認定計画提出者が設置する備品の更新費用	●
	修繕コスト	大規模な修繕	●
		小規模な修繕	●
	利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブルなどへの対応	●
	施設の損傷	本市の指示に起因する施設の損傷 上記以外による施設の損傷	● ●
指定管理業務 (特定公園施設等の用地及び建物の管理・運営)		一定超の物価変動 一定以下の物価変動	● ●
需要変動	需要変動（不可抗力に起因するものを除く）による利用料金収入の減少	▲ ●	
管理・運営費の増大	本市の事由による事業内容や用途、サービスなどの変更に起因する管理・運営費の増大	●	
	本市の事由以外の要因による維持管理費・運営費の増大（一定の割合を超えた物価変動によるものは除く）	●	
紛失、盗難	備品の紛失、盗難	●	
備品更新	本市が設置する備品の更新費用	●	
	認定計画提出者が設置する備品の更新費用	●	
修繕コスト	大規模な修繕（認定計画提出者に責めがある場合を除く）	●	
	小規模な修繕	●	

リスク項目	リスクの内容/分類	リスク分担	
		本市	認定計画提出者
利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブルなどへの対応		●

- ※1 特定公園施設等の設計・整備期間中において、自然災害などの本市及び認定計画提出者のいずれにも帰責できない不可抗力事由により生じる損害や増加費用などのうち、認定計画提出者が加入する保険又は同等の措置を超えるものについては、特定公園施設等の譲渡対価の1.0%を超える額について本市が負担します。
- ※2 本市及び認定計画提出者は、自らに生じた費用を自ら負担するものとし、相互に債権・債務の関係を負わないものとします。

## 2 公募設置等計画の変更

認定を受けた公募設置等計画は、本市が求める場合を除き、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により提案内容を変更する必要が生じた場合は、本市の承諾を得た上で、提案の趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

また、公平性の観点から、必要に応じて選定委員会を開催する場合があります。

## 3 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務の実施に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとします。また、本市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

## 4 委託の禁止等

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。認定計画提出者は、本事業の一部を第三者に委託若しくは請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得てください。また、本市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託若しくは請け負わせる場合は、認定計画提出者の責任において当該委託・下請先に基本協定等の規定を遵守させてください。

## 5 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の認定の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、本市の承認により別の民間事業者に事業を継承するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にしていただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去等の対応を行わない場合、本市は認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。